



平成 28 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・スリーホールディングス  
代表者名 代表取締役兼最高管理責任者 長倉 統己  
(コード：3647 東証第二部)  
問合せ先 管理部次長 藤井 晃夫  
(TEL：03-5439-6580)

## 監査等委員会設置会社への移行及び本店移転に伴う 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針、及び定款上の本店所在地の変更を決議し、平成 28 年 11 月 29 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本総会」という。）に「定款一部変更の件」を付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日付の「代表取締役の異動及び監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて、別途公表しております。

### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

#### (1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び企業価値の向上を図ることを目的としております。

#### (2) 移行の時期

平成28年11月29日開催予定の本総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

### 2. 本店所在地の変更について

#### (1) 変更の目的

当社は平成28年7月27日付「本社移転に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、今後の積極的な事業推進に伴う人員の増加へ対応するオフィス環境の充実や、より一層の業務効率化を図ることを目的として、平成28年11月14日（予定）より当社及び当社グループ各社の本社を東京都港区から東京都品川区に移転いたします。

#### (2) 変更の時期

平成28年11月29日開催予定の本総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、本店の所在地を変更する予定です。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、附則の新設等、所要の変更を行うものであります。
- ②本社移転に伴い、定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。
- ③上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

#### (2) 変更の内容 変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定）	平成28年11月29日（火）
定款変更の効力発生日（予定）	平成28年11月29日（火）

【別紙】定款一部変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② &lt;条文省略&gt;</p> <p>③ &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>品川区</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は8名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② &lt;現行どおり&gt;</p> <p>③ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

〈新設〉

〈新設〉

〈新設〉

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は、電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は、電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

<p>(役付取締役)</p> <p>第 25 条 代表取締役は、取締役会の決議により若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 25 条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 27 条～28 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第 27 条～28 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(員数)</p> <p>第 29 条 <u>当会社の監査役は 5 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 37 条～第 38 条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 40 条～第 44 条 (条文省略)

(削除)

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

(削除)

第 32 条～第 33 条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第 34 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 35 条～第 39 条 (現行どおり)

<p>附則</p> <p>〈条文省略〉</p> <p>〈新設〉</p>	<p>〈現行どおり〉</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>附則 <u>第 6 期定時株主総会終結前の監査役(監査役であつた者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第1項に規定する監査役の損害賠償責任についての損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。</u></p>
-------------------------------------	---

以 上